政令第百三十二号

平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十三号

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第七節　自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）」を「第七節　軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）」に、「第八節　軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）」を「第八節」に、「第九節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五十二条の二十三」を加える。

第二条第二項第二号中「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）。以下この項において同じ。）」及び「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二条第二項に次の一号を加える。

四　前二号に掲げる相続人のうち法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

第五条第一項中「の親族その他」を「が生計を一にする親族その他」に、「同族会社（これに類する法人を含む。）」を「被支配会社」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「、直系血族及び兄弟姉妹」を「その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び第二号」を削り、「前三号の一」を「前二号のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「同族会社」を「法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）」に、「前四号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第六条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四　滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人